

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成26年 6 月 30 日

月 曜 日

号 外(3)

目 次

教育委員会規則

- 富山県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則 1
- 富山県いじめ防止対策推進委員会規則 2

~~~~~

## 規 則

~~~~~

富山県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成26年 6 月 30 日

富山県教育委員会

委員長 村 井 和

富山県教育委員会規則第 9 号

富山県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

富山県教育委員会行政組織規則（平成11年富山県教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第15条の表富山県教科用図書選定審議会の項の次に次のように加える。

富山県いじめ防止対策推進委員会	いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第12条に規定する地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策について調査審議する事務及び同法第28条第 1 項の規定による調査に関する事務	小 中 学 校 課
-----------------	---	-----------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(教・教育企画課)

富山県いじめ防止対策推進委員会規則を次のように定め、公布する。

平成26年 6 月30日

富山県教育委員会

委員 長 村 井 和

富山県教育委員会規則第10号

富山県いじめ防止対策推進委員会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、富山県附属機関条例（平成26年富山県条例第 2 号）第 3 条の規定に基づき、富山県いじめ防止対策推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第 2 条 委員は、法律、医療、心理、福祉又は教育に関する専門的な知識及び経験を有する者のうちから富山県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が任命する。

(任期等)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長 1 人を置く。

2 委員長及び副委員長は、それぞれ委員が互選する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第6条 委員会に、特定の事項を調査審議させるため、部会を置くことができる。

2 部会の設置、組織及び調査審議すべき事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(専門委員)

第7条 委員会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験を有する者のうちから教育委員会が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員会は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第9条 委員及び専門委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(細則)

第11条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この規則の施行後最初に任命される委員の任期は、第3条第1項本文の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

(教・小中学校課)

